

答 申 第 58 号
平成 27 年 4 月 13 日

仙台市長 奥山 恵美子 様
(建設局下水道事業部下水道調整課)

仙台市情報公開審査会
会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 26 年 11 月 26 日付け H26 建事調第 1545 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 7 4 号 1-1.暫定汚水吐口設置箇所
1-2.扇町一丁目地下下水道施設修繕工事 竣工図
の公文書開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 74 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき別記の各公文書の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 9 月 22 日付けで開示決定を行った。

本件異議申立ては、開示された公文書以外にも開示すべき公文書が存在するはずであるとして、本件開示決定を取り消し、新たな開示決定を行うよう求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

本件開示請求において、申立人が開示を求めた公文書はまさに「仙台市公共下水道・分流式下水道汚水系統における暫定汚水吐口（“暫定吐口”とも“暫定施設”とも表現）の管路接続状況を示す一切の資料」であるが、申立人は念のためこれに付け加えて「構造図・下水道台帳図・工事竣工図」という具体的な文言も記載した。なぜなら、以前、申立人が「分流式下水道汚水系統に設置してある「暫定吐口」など公共用水域への下水放流施設に関する一切の資料。」の開示を求めたのに対し、実施機関が開示した「暫定汚水吐口設置箇所」（以下「本件開示公文書」という。）は単なる位置図程度のものであったため、構造図や下水道台帳図、工事竣工図などを開示してもらうためには、それらを具体的に特定し請求する必要があると思われたからである。しかし、本件開示請求に対して開示された公文書は、以前の開示請求に対して開示された公文書と同じ「暫定汚水吐口設置箇所」であった。

申立人が暫定汚水吐口に関する構造図・下水道台帳図・工事竣工図を指定したのは、申立人自身が平成 8 年から平成 10 年に当時の仙台市下水道局施設部下水道管理事務所長（以下「下水道管理事務所長」という。）として勤務していた際、「暫定汚水吐口に関する資料」として全体位置図のほか各吐口ごとに構造図、下水道台帳図、工事竣工図、現場写真などをファイリングし、同事務所で保管・常用していたからである。仮に平成 10 年以降に廃棄や滅失・亡失などによってそれらのファイルが失われてしまっていたとしても、最小限、各暫定汚水吐口に関する下水道台帳図及び工事竣工図は存在するはずである。

そして、申立人が上記のように考えるのには、もう一つの理由がある。それは、申立人が在職中に当該資料と同じような使い方をしてきた「雨水吐口調書綴(1)～(3)」が、本件開示請求とは別な開示請求をした際に開示決定がなされ、現に開示を受けたからである。これは、合流式下水道雨水吐室や雨水吐口のほか分流式下水道雨水吐口について、その名称・設置位置・配管接続状況・構造・現場写真など、一覧表とともに各箇所ごとファイリングしているものである。開示されたものは、申立人が在職中に使用していたものから更新されたようであるが、その内容はほとんど変わってい

なかった。現場を管理するためには、下水道台帳図などを基にした配管接続図や吐口が設置してあるマンホールの場所を示す写真などが必要であるし、本件開示公文書にある位置図だけではとても管理できるものではないから、「暫定汚水吐口に関する資料」又は最小限のものとして、各暫定汚水吐口に関する下水道台帳図及び工事竣工図は存在するはずなのである。

実施機関は本件開示公文書について「暫定汚水吐口に関連する資料が平成20年当時不存在であったことから、平成21年から22年度に職員の記憶等の情報を基に作成された」と理由説明書に記している。しかし、これら多数の暫定汚水吐口の中には、普段は点検もせず、現場にもほとんど行っていない箇所も多いし、その設置個所の所在地番や接続管の種類、管径、放流先までも含めた百数十個所にもものぼる膨大な暫定汚水吐口の情報を記録した本件開示公文書を職員の記憶だけで作成できたとは到底考えられない。

さらに実施機関は暫定汚水吐口の設置について「修繕工事として施工したものは下水道台帳図に反映していないし、工事請負業者に対して工事竣工図の提出を求めている」と説明するが、実際には、暫定汚水吐口の中には、修繕工事として施工したものの以外にも、そもそもの新規枝線工事の中で設置したものもあるし、「扇町一丁目地区下水道修繕工事」のように修繕工事として施工したもののでも工事竣工図が存在するものもある。申立人としても、全ての暫定汚水吐口に下水道台帳図や工事竣工図が存在しているとは考えていないが、それでもかなりの資料が存在しているはずである。

以上により、本件開示公文書以外にも開示すべき公文書が存在するはずであるので、開示請求どおり別記についての開示を求めるものである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明により主張した内容は、概ね次のとおりである。

申立人は、同人が下水道管理事務所長として勤務していた（平成8年から平成10年）当時、「暫定汚水吐口に関する資料」として、全体位置図のほかに各吐口毎に構造図・下水道台帳図・工事竣工図・現場写真などをファイリングし保管・常用していたというが、本件開示公文書は、実施機関が平成21年度から同22年度にかけて、職員から聞き取り調査等を行うなどして作成したものであり、当該公文書以外に対象となる公文書を保有していないことは対象公文書を特定する際に確認している。

また申立人は、現場を管理するためには各暫定汚水吐口に関する下水道台帳図や工事竣工図が必要であるからこれらも存在するはずであるとも主張しているが、暫定汚水吐口は修繕工事により設置し、施工したものであり、このような場合は下水道台帳には登録せず、また工事請負業者に対し「工事竣工図」の提出を求めるといふこともしていないため、いずれの公文書も保有してはいない。

さらに申立人は、修繕工事として施工したものであっても「扇町一丁目地区下水道修繕工事」のように工事竣工図が存在するものもあるから外にもあるはずだというが、当該工事は工事請負業者が任意で提出してきたものを保管していたことから開示したものであり、当該竣工時以外に保有している工事竣工図はない。

以上により、本件において開示が求められている別記(1)及び(2)について、実施機関が現在保有する全ての公文書を開示したものであるから、本件開示公文書以外に対象公文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件開示公文書以外の対象公文書の存否について

申立人の主張は、本件対象公文書は本件開示公文書以外にも存在するはずであるという一点に尽きる。他にも対象となるべき公文書があるとすれば、本件開示公文書のみを対象とした決定は妥当でないことになるので、実施機関が他に本件対象公文書を保有していないかどうかを確認するため、当審査会として実施機関に対し以下のとおり見分調査を実施した。なお、見分調査の対象としたのは、申立人が当時勤務していた下水道局施設部下水道管理事務所の所掌事務を現在承継している建設局下水道事業部下水道北管理センター（以下「下水道北管理センター」という。）及び建設局下水道事業部下水道南管理センター（以下「下水道南管理センター」という。）並びにこれらセンターが属する建設局下水道事業部の主管課である下水道調整課である。

まず、平成27年2月4日、下水道北管理センターに赴き、執務室内及び書庫等について見分を行ったが、本件開示公文書のほかに本件対象公文書に該当する公文書の存在は認められなかった。下水道南管理センターには翌5日に赴き、執務室内及び書庫等について見分を行ったが、本件開示公文書のほかに本件対象公文書に該当する公文書の存在は認められなかった。また、同年2月19日、下水道調整課に赴き、執務室内及び書庫等について見分を行ったが、本件開示公文書のほかに本件対象公文書に該当する公文書の存在は認められなかった。

以上の次第で、当審査会としては、本件開示公文書以外に本件対象公文書が存在しているとは認められなかった。

(2) 申立人のその他の意見等について

申立人は、意見書等において、本件開示公文書作成にかかる経緯や本件開示公文書の電磁的記録の存在、そして本件開示決定とは別に開示請求し開示された公文書と本件開示公文書との類似性などについて申立人独自の見解を示しつつ、意見や要望を述べているが、それらの意見等について判断することは当審査会の所掌の範囲を超えるものであり、また当該判断により上記の当審査会の結論が左右されるものでもない。

(3) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

別記

仙台市公共下水道・分流式下水道汚水系統における暫定汚水吐口（“暫定吐口”とも“暫定施設”とも表現）の管路接続状況を示す一切の資料。構造図・下水道台帳図・工事竣工図等を含む。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第74号)

年 月 日	内 容
平成 26 . 11 . 26	・ 諮問を受けた
26 . 12 . 3	・ 実施機関（建設局下水道事業部下水道調整課）から理由説明書を受理した
26 . 12 . 10 (平成 26 年度第 7 回情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
26 . 12 . 26	・ 申立人から意見書を受理した
27 . 1 . 19	・ 申立人から追加意見書を受理した
27 . 1 . 23 (平成 26 年度第 8 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27 . 2 . 4	・ 実施機関（建設局下水道事業部下水道北管理センター）において実地見分を行った
27 . 2 . 5	・ 実施機関（建設局下水道事業部下水道南管理センター）において実地見分を行った
27 . 2 . 19	・ 実施機関（建設局下水道事業部下水道調整課）において実地見分を行った
27 . 2 . 23 (平成 26 年度第 9 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27 . 3 . 23 (平成 26 年第 10 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った